

第2章 生涯学習の現状と課題

1 生涯学習について国、県の動向

(1) 国の動向

国の動向として、2006（平成18）年3月の改正教育基本法第3条で生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定めています。

また、2008（平成20）年7月に『教育振興基本計画』を策定し、10年先を見据えた5年間で国が目指すべき教育の姿を掲げました。2013（平成25）年6月に策定した『第2期教育振興基本計画』では、「自立」「協働」「創造」の3つの理念を実現する生涯学習社会の構築に向けて、今後の教育行政の基本的方向性として「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つの方向性を示しています。

(2) 県の動向

沖縄県では、「第一次沖縄県生涯学習推進計画」（平成7～13年度）、「第二次沖縄県生涯学習推進計画」（平成14～23年度）の策定を経て、2012（平成24）年3月に「第三次沖縄県生涯学習推進計画」（平成24～33年度）を策定しています。当該推進計画は、これまでの第一次・第二次の推進計画及び「第五期沖縄県生涯学習審議会」（答申）「時代の変化に対応する本県生涯学習施策（第三次生涯学習推進計画）の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり」（平成23年11月）を受けて策定されています。

その中で、沖縄県の今後の施策の方向性として、生涯学習推進に関わる新たな課題は、「ひとづくりとまちづくりの循環構造ないし強化」であるとし、それは、教育の再生（ひとづくり）と地域活性・コミュニティ振興（まちづくり）の循環づくりであり、「学社融合*」の取り組みと「生涯学習によるまちづくり」を、一体化させて、実現していこうとするものであると示しています。

学社融合：学校教育と社会教育が、それぞれの役割分担を前提としたうえで、学習の場や活動等、両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって子どもの教育に取り組んでいこうとする考え方

2 那覇市における生涯学習の課題（現状を踏まえて）

（1）地域生活の課題＊に関する学習情報の提供・相談及び学習プログラムの充実

市民の生涯学習を支援するため、本市では、公民館・図書館等の社会教育施設以外にも、多くの部局で、学級・講座・イベント等、様々な学習機会の提供・相談を行っています。

学級・講座等の中には、趣味・教養等の個人ニーズ対応型や地域生活の課題に関するものがありますが、地域生活の課題に関する学級・講座等の企画の際は、受講者の継続活動も視野に入れて魅力ある学習プログラムを編成する必要があります。

また、学習情報の提供として、生涯学習メニューブックや各公民館・図書館のHP等での周知、会員制交流サイト（SNS＊）を活用して情報提供を行っています。

本市の生涯学習情報提供システムについては、より閲覧しやすいように整備し、生涯学習情報提供の充実に努めていく必要があります。

地域生活の課題：地域生活における現象（問題）に対応する解決すべき事項。例えば、「地域住民間のコミュニケーションの減少」（現象・問題）から「地域住民の連帯感の強化」（課題）をとり出し、その課題に対して、地域教育力を高める学習の必要性がうかびあがる。「青少年健全育成」の面では、体験学習、世代間交流、不登校児童生徒への対応、過卒生の自立支援等、及び「地域活性化」の面では、まつり、伝統文化の発掘・育成・継承等、「地域社会問題への対応」面では、生活保護、介護、地球温暖化対策、医療費の抑制、防災、協働のまちづくりの推進等が挙げられる。

SNS（ソーシャルネットワーキングシステム）：人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、「友人の友人」といったつながりを通じて、新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

(2) 生涯学習推進のための人材育成及びNPO、大学、企業等との連携強化

本市の生涯学習を推進していくには、生涯学習の諸課題を解決していくための基礎知識や専門的な技能、コーディネート等の能力が求められます。

また、地域生活の課題の解決のためには、NPOの特性である柔軟性、独自性を生かしたプロジェクトや大学、専門学校等の有する専門知識・技術の活用、企業の社会貢献活動等の推進が求められています。本市においても、これらの団体と連携して様々な取組みを行ってきています。社会教育施設の指定管理者制度導入や業務委託も行っています。今後もNPO、大学等と連携して地域課題に取り組んでいく必要があります。

(3) 生涯学習活動拠点の整備・充実

本市は生涯学習拠点施設として、公民館・図書館を2017（平成29）年4月現在7館運営しています。

2013（平成25）年7月策定的那覇市人材育成施設（社会教育施設等）整備基本構想をうけて、真和志南地区では、2020（平成32）年度供用開始をめどに、人材育成機能・ライブラリー機能・コミュニティ機能を併せ備えた、生き生き人材育成支援施設（仮称）の建設に取り組んでいるところです。

学校開放推進のための地域学校連携施設は、2017（平成29）年4月現在26小中学校に設置されています。今後も学校改築の際、地域学校連携施設の整備に努めていきます。

学校体育施設は、2017（平成29）年4月現在、体育館は市内全小中学校、武道場は6つの中学校、夜間照明運動場は8つの中学校で施設の開放を行っています。学校体育施設の開放については、利用団体のニーズが高く、空き待ちの団体もあり、効率的な開放のあり方が課題です。

(4) 学校区域を拠点としたコミュニティづくり

本市では、学校を、地域の人々や団体等をつなぐ場、子育て・健康・福祉サービスを行う場等のコミュニティの拠点として位置づけ、学校のオープン化をすすめています。学校のオープン化にあたっては、地域住民が主体的に関われる体制をどのように構築していけるのか、検討していく必要があります。

本市では、住民自治の育成・発展及び協働によるまちづくりのさらなる推進を図るため、校区まちづくり協議会（概ね、小学校区を単位とする）の設立を推進しています。現在6つの協議会があり、今後は全市域で協議会設置を目指していきます。

(5) 家庭教育・地域教育力の向上

生涯学習の原点として家庭教育は、子どもの人格形成を育む上で、重要な役割を果たしています。家庭教育力を高めることにより、青少年の健全な育成が促進されます。本市において公民館等で家庭教育に関する事業を実施していますが、今後も社会全体で家庭教育を支援し、家庭教育力の向上を推進していく必要があります。

一方で、地域住民相互の関わりを強めるとともに、親や大人が青少年の健全育成支援に関わることにより、子どもが成長し、自立していくものと考えます。

よって、本市の家庭教育及び青少年健全育成に関する施策の充実と青少年団体への支援を強化していくことが必要であります。

(6) 歴史・文化・地域特性を生かしたまちづくり

本市には、世界遺産をはじめとする多くの文化財が存在します。この文化財を広く市民に啓発し、理解を深めてもらうため、学芸員等の専門職員の資質を高めるとともに、諸施策を充実させる必要があります。

また、歴史や伝統文化に関する地域団体の発掘・育成・支援に努めるとともに、当該団体間との交流・連携等を通して、伝統文化・地域特性を生かしたまちづくりをしていく必要があります。